

# 平成 24 年度 3 月補正予算編成方針

## 補正予算編成方針について

- (1) 歳入超過、歳入欠陥または歳出の不用額が生じる見込みのあるもので、その額が 3,000 千円程度を超え、かつ、補正することが適当と判断されるもの
  - (2) 年度内に補正しないと予算執行上支障を生じるもの
  - (3) 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの
  - (4) 年度内の完成が困難な事業の繰越明許費の予算措置が必要なもの  
(県にあわせて繰越明許費の予算措置を必要とするものを含む)
  - (5) 補助内示等に伴い、債務負担行為の補正が必要なもの
  - (6) 国の補正予算成立に伴い、予算補正を必要とするもの
- 特に、国の 24 年度補正予算（第 1 号）に伴う、「地域の元気臨時交付金」の交付算定対象となる補助事業については、その必要経費を適切に見積もるものとし、「地域の元気臨時交付金」の充当対象となる事業については、別途、財政課からの指示によるものとする。
- 以上の 6 項目を基本に、真に予算編成を必要とするものについて編成するものとする。